

産科医等確保支援事業

○目的

実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し、分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図ることを目的とする。

○事業内容

地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給すること。

○補助対象

都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者。

独法	公立	公的	民間
○	○	○	○

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

○対象施設

以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたもの。

- (1) 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、各都道府県知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

- (2) 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩〔管理・介助〕料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。→金額の見直しを検討中。

（当該年度を通じた正常分娩の金額で、60万円未満を調査対象とする。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

また、産科医療補償制度掛金相当額を徴収している場合は、当該費用を含める。

○対象経費

分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）。 ※ 看護師等への手当は対象外です。

○基準額

1分娩当たり 10,000円

○補助額

基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額の範囲内